



新年明けましておめでとうございます。

年末、年始の大雪で、13年ぶりに災害救助法が適応になりました。毎日の雪かきに身体は疲労困憊です。しかし、雪かきで疲れ果ててしまい、年末年始を静かに家で過ごすことができました。「大雪」は大変でしたが、大変(マイナス)な面だけではなかったと感じています。今年も、児童生徒たちのプラスの面を発見しながら、進路指導に取り組んでいきたいと思ひます。

今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

2025年、最初の内容は、青森県のユニバーサル農業についてです。



## 農福連携とは

さて、「農福連携」という言葉が、少しずつ社会に浸透してきているので、どこかで耳にしたことがあるという方も多いのではないのでしょうか。「農福連携」とは、農業と福祉の頭文字をとった言葉で、障がいのある人が農業分野で活躍することにより、自信や生きがいを育み、社会参画を実現する取組です。

現在は、障がいのある人にとっては、働く場の確保や工賃(就労継続支援 B 型事業所)の向上といった課題があります。一方で、農業従事者にとっては、担い手不足や高齢化といった課題があります。農福連携は多様な農作業の中で、障がいのある人が個々の特性を生かして活躍することで、農業と福祉の課題を解決し、誰もが活躍できる持続可能な社会の実現へとつなげようというものです。

ところで、この取組を通して農業者からは、福祉の知識がなく、「障がいのある人にどのような作業をお願いできるのか、どう取り組めばよいのか分からない」といった意見が聞かれます。また、福祉事業所では、スタッフを含め農業の知識や経験がないことから、農業の仕事へ踏み出せずにいるという声が聞かれます。そのため、農福連携を推進するために、農業側、福祉側双方がお互いのことを知り、農福連携のメリットについて理解する取組を進めているところです。



## 農福連携の3つのパターンと特徴

### ①作業受委託型

農業者が、福祉事業所に農作業を委託する

・施設外就労

農場へ行き収穫作業や出荷調整を行う

・施設内就労

農作物などを加工し、納品

### ②直接雇用型

農業者が障がいのある人を雇用し、農業に従事してもらう

働く意欲があり、仕事を探している障がい者を雇用し、農業に従事してもらう

### ③農業参入型

福祉事業所が、自ら農業を行う

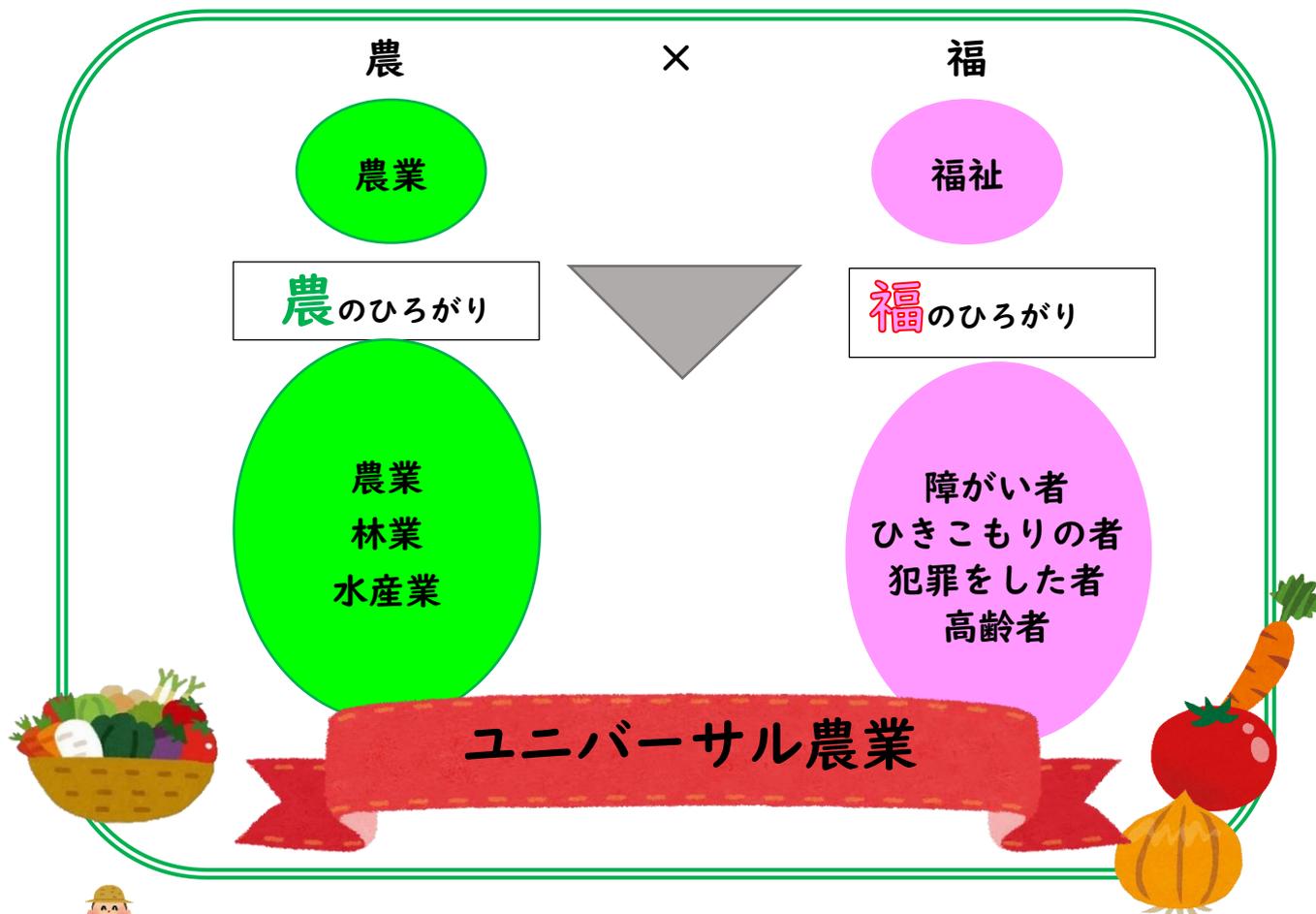
事業所が管理する農地で農業を行う。また農作物を収穫し、加工や出荷調整を行い、出荷・販売する



## 農福連携からユニバーサル農業へ

青森県では、平成23年度から農福連携の取組がスタートしました、そして、令和6年度から、新たなステージとしてユニバーサル農業へと発展しています。

ユニバーサル農業は、障がい者をはじめ、生きづらさを感じている人や高齢者を含む多様な人々が従事できる農業を目指しています。



## 特別支援学校と農業関係者との座談会開催

青森県教育委員会主催のもと、県内の特別支援学校が具体的に農福連携に取り組始めたのは、令和4年度からです。それが「特別支援学校と農業関係者との座談会」です。今年度も、令和6年12月17日(火)、県内の6地区の特別支援学校をオンラインでつなぎ、就農した卒業生や雇用者から話を聞いたり、会場ごとに、生徒や農業者が直接意見を交わす座談会を開催しました。本校からは、生徒7名、職員5名が参加しました。どの生徒も、1年生の後期産業現場等における実習で、りんご園での実習に取り組んでおり、「農業で働く」というイメージをもちながら座談会に参加していました。司会の方から「何か聞いてみたいことはありますか?」と聞かれ、生徒たちは「何時から何時まで仕事をしますか?」「どんな仕事がありますか?」「どんなことに気を付けて仕事をしますか?」など、とても具体的な質問が出されていました。高等部では、作業学習の中で、畑作業にも取り組んでおり、生徒たちにとっては身近な職種ですが、座談会を通して、就労の選択肢の一つになったようです。